

## 日本ラクロス協会公認審判員 資格について

2022年6月1日時点

### 資格の取得について

- 審判員の資格は、協会競技会員に付与される。
- その資格は審判部が実施する試験に合格し、資格取得に必要な講習会に参加した場合、審判部によって認可、付与される。
- 公認審判員資格取得は各級ごと、以下のとおりに実施される。
- 採点官および査定官は、当該級またはそれ以上の級の公認審判資格保持者であり、審判部より正式に依頼された者で構成される。

### 【受験料】

- 男子3級および女子4級 1,500円
- 2級（男女共通） 2,000円
- 1級（男女共通） 3,000円

- ※ 女子3級は受験料徴収なしとする。
- ※ 受験料は、試験実施関連経費に加え、ワッペンの作成料、合格者講習実施経費、事務手数料が含まれる。
- ※ 男子3級および女子4級の合格者は、下記に定める講習会のすべてに出席した翌日を当該資格の取得日とする。但し、協会競技会員でない受験者が合格した場合、前述の日程と協会登録の開始日のいずれか遅い日を取得日とする。
- ※ 昇級後の資格は、合格日以降の1日、もしくは15日のいずれか早い日から有効とする。

### 男子競技

#### 3級

- 受験資格 日本ラクロス協会競技会員登録の有無を問わず、審判員として活動する意向があれば誰でも受験可能。(合格後に審判活動を行う際には、協会会員登録必須。)
- 受験申請 審判部が実施する筆記試験において、実施地区内において指定された申し込み締切日までに指定された方法にて申請する。
- 試験 ○×（正否）を問う50題（1問1点）の筆記試験
- 合格要件 90%以上の得点。
- 講習会 筆記試験合格後、室外における実地講習を1回受講する。
- 有効期限 筆記試験合格者については、合格年度内に3級資格保持に必要な講習会を受講すること。かつ、3級資格保持後、資格保持条件が筆記試験合格対象となる年度内に適応される。

## 2級

- 受験資格 3級審判員資格保持者。3級審判員として、審判部の指定する試合（以下、試合）を10試合以上、および1年度経験した者が受験資格を得る。
- 受験申請 審判部に申請する。
- 試験 審判部の指定する試合における実地（技能）試験を受験し合否を判定する。  
受験者は試験後に、試験の解説および評価を受ける。
- 合格要件 80%以上の得点。

## 1級

- 受験資格 2級審判員資格保持者。2級審判員として、試合を通算30試合以上経験した者が受験資格を得る。
- 受験申請 審判部に申請する。
- 試験 審判部の指定する試合における実施（技能）試験を受験し合否を判定する。
- 合格要件 85%以上の得点。

## 女子競技

### 4級

- 受験資格 日本ラクロス協会競技会員登録の有無を問わず、審判員として活動する意向があれば誰でも受験可能。（合格後に審判活動を行う際には、協会会員登録必須。）
- 受験申請 審判部が実施する筆記試験において、実施地区内において指定された申し込み締切日（年毎に相違）までに指定された方法にて申請する。
- 試験 ○×（正否）を問う50題（1問1点）の筆記試験。
- 合格要件 90%以上の得点
- 講習会 筆記試験合格後、室外における実地講習を1回受講する。
- 有効期限 筆記試験合格対象となる年度内まで。

### 3級

- 受験資格 4級審判員資格保持者。4級審判員として、試合を、2試合以上経験した者が、受験資格を得る。
- 受験申請 審判部に申請する。
- 試験 審判部の指定する試合における実地（技能）試験を受験し、合否を判定する。
- 合格要件 80%以上の得点。

### 2級

- 受験資格 3級審判員資格保持者。3級審判員として、試合を10試合以上、および1年度経験した者が受験資格を得る。
- 受験申請 審判部に申請する。
- 試験 審判部の指定する試合における実地（技能）試験を受験し合否を判定する。

- 合格要件 80%以上の得点。

## 1級

- 受験資格 2級審判員資格保持者。2級審判員として、試合を通算30試合以上経験した者が受験資格を得る。ただし 同一年度内に一回限りとする。
- 受験申請 審判部に申請する。
- 試験 日本ラクロス協会公式試合における実施(技能)試験を受験し合否を判定する。
- 合格要件 80%以上の得点。

- ※ 昇級試験結果が不合格であった審判員の資格は、試験前と同様の資格が保持される。
- ※ 海外の国または地域の審判員資格を有する場合、前述の定めにかかわらず、審判部の承認によって、日本ラクロス協会公認審判員資格を認可、付与することができる。

## 資格の保持について

有資格者は以下の場に審判資格を保持できる。

- 地区において、審判部で定められた年間試合数(協会公式試合を含む審判部の指定する試合)の審判経験をした場合
- 海外の国または地域の大会等において、審判経験をし、審判部の承認を得た場合

資格が保持されなかった場合は「失効」となるが、改めて男子3級および女子4級資格の試験を受験することを妨げるものではない。

## **【男子競技公認1級審判員および女子競技公認1級審判員に関する特記事項】**

審判部の指定する試合において、年間10試合以上審判経験、もしくは2試合以上の審判経験に加え、審判員指導、査定のいずれかの合計が8回以上となること。

以上